●中央総合法律事務所季刊ニュース●

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所　〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表)／ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所　〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表)／ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所　〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表)／ファクシミリ 075-257-7433

http://www.clo.jp

2017 夏号
2017年 7月発行 第87号

ご 挨 拶

野山が光り輝く夏が到来しました。皆様におかれては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

1　わが国の国民や企業の契約ルールの基本である民法(債権関係)を改正する法律が、去る5月26日成立し、6月2日公布されました。民法制定以来約120年ぶりの大改正です。公布の日から起算して3年を超えない範囲で、政令で定める日から施行されます。

法務大臣の諮問に基づき、法制審議会において約5年4ヶ月の歳月をかけ、国民各界・各層のコメントも踏まえて、慎重に審議され、平成27年3月閣議決定され、国会に提出されましたが、他の法案の審議等で継続審議となり、やっと成立の運びになったものです。

社会経済が大きく変わっている中で、明治時代に制定された民法典は社会・経済の実情と合わず、それを補完する形で数多くの判例法理が定着し、法文だけでは現実に規律されているルールが判然とせず、国民にとってわかりにくいものになっていました。今回の改正は、社会・経済の実情に対応し、かつ国民にとってわかりやすいものとするという目的でなされたものです。

改正の主な点は、国民生活や企業活動に影響が大きい消滅時効について時効期間も含めて大幅に改正されたこと、法定利率について現行の年5%の固定制から年3%とし、3年毎に見直す変動制をとったこと、定型約款に関する規定が新設され、その合意の成立や変更について規定を設けたこと、保証債務に関し、個人の貸金等根保証契約の包括根保証の禁止や要式行為性を個人根保証全般に拡張し、事業にかかる債務の個人保証については、公正証書によらなければ効力を生じないことにしたこと、債権譲渡について譲渡禁止もしくは譲渡制限の効力を緩和するとともに、将来債権の譲渡について判例法理を具体化し、預貯金債権の譲渡制限について明確な規定も設けたことなど債権関係についてのルールを明確にわかりやすくしたものです。

これらの重要な改正内容は本ニュースで引き続き解説する予定です。

2　この民法(債権関係)改正についての次の課題は相続関係についての改正です。既に法務大臣からの諮問をうけ、法制審議会で審議されてきましたが、平成28年6月21日、「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」が公表されました。

その改正項目は、遺産分割に関する見直し、配偶者の居住権を保護するための方策、遺言制度・遺留分制度に関する見直し、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策など、懸案になっている課題です。

相続に関する紛争は増加する傾向にあり、現代の社会情況に鑑み、相続関係に関する適切な法制度が待たれているところです。これについても本ニュースで情報を提供してまいりたいと存じます。

3　本年5月30日、改正個人情報保護法が全面施行されました。個人情報取扱事業者にとって重要な法改正です。その内容と改正法に対する適切な対応は、本ニュースの前号及び本号に掲載しておりますので、ご覧いただくようお願いいたします。

4　刑事関係の法改正としては、政治的にも大きな問題を提起しました「テロ等準備罪」と報道された「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が去る6月15日成立、6月21日公布、一部の規定を除き7月11日より施行されました。テロ及び組織犯罪集団の犯行を未然に防止しなければならないことは、国民の安全を守るため重要であることは言うまでもありません。一方、一般市民の活動が共謀罪として規制されることのないようにしなければならないことも大切です。捜査や司法の場において、この立法趣旨に鑑み、改正法の正しい適用がなされることが望まれます。

会長弁護士　中　務　嗣治郎

弁護士
柿平 宏明
（かきひら・ひろあき）

〈出身大学〉
京都大学法学部
フォーダム大学ロースクール
(LL.M)

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

留学報告

Work & Life

弁護士　柿　平　宏　明

1　はじめに

外国に来ると頻繁に聞くワークライフバランスですが、家族や友人との仕事以外の時間を適切に確保することは、特に過労死や自殺等が社会的に問題となってしまった昨今、否応なしにその重要性が明らかになっています。

今回はワークライフバランスの海外の考え方と労働法制を簡単に概観した上で、考え方の差異が及ぼす仕事への影響について、少し自分なりに考えてみたところをお伝えしようと思います。

2　海外のワークライフバランスと労働法制

(1)　アメリカにおけるワークライフバランスと法制度

海外のワークライフバランスの考え方といっても、もちろん国によりけり、もっと言えば、人によりけりですから、なかなか一般化するのは難しいところです。ただ、家族との時間は優先的に確保して健康的なメンタルを常に保持すべき、という考え方をする方はたくさんいることは確かです。私がアメリカでお会いした方の大半はそう考えておられたように思いますし、各人もメンタル面には常に注意を払い、仕事が大変だと思ったらすぐにカウンセリングに行って治療するのが当たり前と聞きました。その一方で、当然ながらあの世界一の経済規模においては平均的な実労働時間は長くなりますから、フレキシブルな労働時間等、様々な工夫が常になされていました。特に、政府はもちろん、各企業が様々な自助努力をしている、という印象があります。

(2)　シンガポールにおけるワークライフバランスと法制度

私が今いるシンガポールはどうかというと、各人のメンタリティとしては中間的な考え方が多いようです。基本的に仕事熱心ではありますから、残業や休日出勤は必要に応じてするけれども、真夜中まで働いたりして体に鞭打ちながら働くというのは稀のように思います。特に、競争が激しい実力主義を採用する中で、とことん合理性を推し進めた国柄ですので、上手くワークライフバランスを取ることには長けていると思いました。

さて、こういったメンタリティが労働法制に表れているかというと、意外と法制度に大きく影響しているわけでもなく、日本と劇的に異なるものではないようです。解雇事由に制限がほとんどなく、雇用契約が原則として理由なく解消出来るという労働契約それ自体の違いはありますが、休暇や労働時間等の就労中の規制にそこまで違いは見えません。例えば、細かい場合分けはありますが、基本的に就労時間は週44時間までとされていますし、1.5倍～2倍程度の残業代が定められています。

ただし、このような就労時間の規制が適用される労働者は、月収4500ドルまでの肉体労働者か、2500ドルまでのそれ以外の労働者に限られています。肉体労働者は別にして、デスクワークをする一般的な労働者で月収2500ドルを下回るというのは稀ですから、結果的には適用対象が少なくなります。

なお、どのような従業員にも与えられる休暇については、近時、特に子育て支援のための休暇を長期化したり、フレキシブルな休暇取得を可能にする等しています。中には、0歳児を養子に取る場合の休暇等独特なものもありますが、休暇の充実は、同様に少子化が問題となっている日本でも取り組まれているところかと思いますので、そこまで大きな長短はないかと思います。

結局、法律ではなく、各企業が設けた規定に依拠することになるので、就業規則や雇用契約の内容が一番重要になる、という点が法制度としての特徴であり、法律を大枠とする日本とは逆の考え方になるかと思います。その結果、各企業の定めによって現実のワークライフバランスが保たれることになるのですが、現実の傾向としてはフレキシブルな労働時間や手厚い休暇等が各企業においてなされているように思います。

3　メンタリティとビジネス

こういった仕事に対する姿勢やメンタリティが実際のビジネスに影響を及ぼしている場面が、日々の業務の中でしばしば見受けられます。この点が非常に興味深く、かつ重要なのですが、詳細は紙面の都合で割愛させていただきます。また別の機会にお話できればと思っております。一例を挙げるなら、契約をどこまで重視するかという点も日本とは根本的に異なります。契約が全てであり、それ以外におまけや譲歩の心は基本的にないのが欧米の感覚かと思いますから、契約は穴が空くほどチェックし、事前に交渉する必要があります。

日本企業にとっては、中でも外でも、人の内心に気をつけないといけない難しい時代になっているように思います。

4　終わりに

8月中旬に帰国しますから、次回は帰国のご挨拶のような記事になるかもしれません。留学した方は大体あっという間だったとか、夢のようだったと言いますが、私は逆で、とても長く感じましたし、現実をたくさん見ることが出来た留学だったと思います。

また、皆様にお会いし、これまで事務所ニュースでは書けなかったような話ができることを楽しみにしております。

イラン進出の際の留意点―主として米国経済制裁について―

弁護士　赤　崎　雄　作

弁護士
赤崎　雄作
（あかさき・ゆうさく）

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
（LL.M.）

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
（新61期）
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務（主に中東）
民事法務、商事法務

2016年1月に経済制裁が緩和されたことにより、中東における新たな投資先として注目を集めているイラン。しかし、緩和されたとは言え、特に米国による経済制裁の影響により、期待されたほど投資が進んでいないのが現状である。今回はイランの概要及び米国経済制裁について解説をし、次回、外資規制や進出形態について解説の予定である。

1　イランの概要

イランの正式名称は「イラン・イスラム共和国」であり、その名のとおり、イスラム教を国教とする国である。面積は日本の約4.4倍、人口は約8000万人で、中東・北アフリカ地域においては、エジプトに次ぐ人口を有している。現在、イランは中東における新たな市場としてのみならず、その勤勉な国民性から生産拠点としての可能性も秘めているとして注目されている。

イランビジネスを検討するに際しては、その国内の政治的動向にも留意する必要があるが、直近では、2017年5月に大統領選挙が実施され、穏健派のロウハニ氏が再選した。同氏は、2013年から大統領の地位にあるが、日系企業を含めた外資企業によるイランビジネスという観点からすると、引き続き外国との対話、外国投資の促進政策を継続することが期待される。

2　対イラン米国経済制裁

2015年7月、イラン、国連常任理事国+ドイツの間で、イランが核開発の規模を一定程度以下に低減させた場合に、対イラン経済制裁の緩和がなされる旨が合意された（包括的共同作業計画、“JCPOA”）。そして、2016年1月にイランがJCPOAに従って核開発の規模を低減させたことが確認され（履行日の到来）、対イラン経済制裁が緩和された。しかしながら、依然として、米国による、複雑かつ不明確な経済制裁が残存している状況であるため、イラン進出に際しては、米国の経済制裁内容を検討することは避けて通れない。

（1）米国の経済制裁とは

米国の経済制裁の主たるものとして、米国の連邦法及び大統領令によって構成される連邦レベルでの経済制裁が挙げられる。これに違反した場合に、罰金や資産凍結等の対象となる。特に、SDNリスト（Specially Designated Nationals List）と呼ばれるブラックリストに掲載されてしまうと、基本的には米ドル取引が一切できなくなるため、海外展開をする企業にとっては致命傷になりかねない。したがって、イランビジネスを検討する企業は、仮に米国内に拠点や資産を有していない場合にも、米国の経済制裁に留意する必要がある。この他に州レベルでの経済制裁も存在するが、以下では連邦レベルでの経済制裁について触れる。

（2）一次制裁

対イランの米国による経済制裁は、一次制裁と二次制裁に分類される。

一次制裁とは、米国籍を有する個人や、米国法に基づき設立された法人等が含まれる「US-Persons」に適用される制裁である。一次制裁に関して日系企業として留意すべき点として、①取引主体はもちろん、取引担当者も「US-Persons」に該当しないことを確認すること、②決済に関して米国金融機関の関与する取引内容となっていないことを確認すること、が挙げられる。

また、米国企業（US-Persons）の日本子会社の場合、日本子会社自体はUS-Personsには該当しないが、イラン関連取引を実施するに際しては、当局の許可が必要とされている点にも留意すべきである。

（3）二次制裁

これに対し、二次制裁とは、「US-Persons」以外の「Non US-Persons」に対して適用される制裁である。二次制裁に関して留意すべき点として、①SDNリスト掲載者並びに革命防衛隊、指定代理人及び関係者等を支援する活動、取引が禁止されること、②米国から輸出された物品、技術、サービス等の、イラン向け、又はイラン政府向けの再輸出規制が挙げられる。

①については、上述の者と知りながら又は知りうべき状態であった場合に、二次制裁の対象となるため、イランビジネスをするに際しては、取引相手方について調査を実施する必要がある。特に、ある法主体の株式／持分の50%以上をSDNリスト掲載者が保有している場合、当該法主体との取引も二次制裁の対象となるため、株主／持分権者に関する調査も必要となる場合がある。

②については、米国から輸出された物品等の再輸出に際して、イラン向け又はイラン政府に向けられたものであると知りながら又は知りうべき状態であった場合に、二次制裁の対象となるため、具体的な商流や物品の出所についての確認を実施すべきであると考えられる。なお、米国から輸出された物品が、米国外で外国製品に変換された場合、又は、米国外で外国製品に組み込まれた場合で米国から輸出された物品の価値が全体の価値の10%に満たない場合には、上記制裁の対象とはならない。

（4）スナップバック

その他の留意点として、イラン、米国を含むJCPOA当事者の不履行が発覚した場合、一定の手続を経て、従前の制裁が復活することとされている（スナップバック）ことが挙げられる。スナップバック発動の場合でも遡及効はなく、経済制裁緩和後の取引が直ちに制裁の対象となることはないが、180日の猶予期間の後には、イランビジネスより撤退することが求められ、さもなくば経済制裁の対象となりうる。

これをふまえ、イランビジネスに際しては、イラン側との契約においてスナップバック発動を不可抗力事由として規定することや、代金の支払サイトについて上記猶予期間をふまえた規定とすることが望ましいと考えられる。

弁護士法23条照会について

弁護士　中　務　正　裕

弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
（なかつかさ・まさひろ）

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール（LL.M）

〈経歴〉
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
（46期）
大阪弁護士会登録（中央総
合法律事務所入所）
2005年5月
Northwestern University
School of Law LL.M. 卒業
2005年8月～2006年7月
米国カークランド&エリス法
律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2007年6月
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
2008年10月～2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤
講師
2010年6月
貝塚市公平委員
2015年4月～2016年3月
大阪弁護士会副会長
2016年6月
上場会社4社の社外取締役
就任

〈取扱業務〉
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務　等

はじめに

皆様の会社に弁護士会から照会書が届いたことはあるでしょうか。あったとすれば、その対応に苦慮されたことがあるかもしれません。これは、弁護士法23条の2に基づく弁護士会の照会権限で、23条照会と呼ばれるものです。この23条照会制度により、弁護士は、依頼を受けた事件の紛争解決のための事実調査を行っており、実際、平成27年度の受付件数は全国で17万6334件と多数に上り、弁護士業務にとって不可欠の制度となっていますが、他方で、報告拒絶や報告された内容によって裁判が数多くなされるなど、課題も多くあります。私自身、2015年度の大阪弁護士会副会長として約2000件の23条照会の審査に携わった経験があり、23条照会にはとりわけ思い入れが深いものがあります。本稿では、23条照会の緒論点について紹介し、弁護士会が報告拒絶をした照会先に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案についての初めての最高裁判決（最三小判平28.10.18。以下「本最判」といいます）について触れてみたいと思います（なお、金融法務事情2067号（2017年6月10日号）39頁以下において、23条照会と報告拒絶についてより詳細な検討を行った拙稿が掲載されていますので、参照いただければ幸いです）。

23条照会制度の概要

23条照会は、具体的な「受任事件」が前提とされ、また、「必要な事項」の報告を求めるものであり、一般的探索的な調査は認められておらず、あくまで事実の照会であり、「意見」をもとめる照会ではありません。

23条照会を行おうとする弁護士は、所属の弁護士会所定の用紙に基づき、弁護士会に対し照会申出を行います。照会権限は、あくまで弁護士会が有し、弁護士会が弁護士会長名で照会先に照会します（二段階構造）。申出書には受任事件、申出の理由、照会事項を記載し、申出を受け付けた弁護士会は、審査のうえ、照会書を照会先に発送します。審査体制は、各単位弁護士会で異なりますが、大阪弁護士会の場合、従前、嘱託弁護士が一次審査を行った上で、副会長が決済（二次審査）をするという体制で行われていましたが、平成29年度より23条照会審査室が設置され、審査室の弁護士により一次審査及び二次審査が行われることとなりました。

弁護士会における審査は、具体的事件の受任を前提に、「照会の必要性と相当性」を判断するもので、「照会に対する報告により得られる利益」と「報告により害される利益」との比較衡量において前者が上回る場合に照会を認めています。審査にあたり、「申出の理由」が不十分な記載では比較衡量の判断ができませんが、他方で、事実関係を子細に記載している場合などは照会先に不必要な情報を提供することになるため、弁護士会から申出会員に対し、その修正や削除を求める場合も多くあります。また、照会先の対応が無報告ないし報告拒絶であった場合、再度の報告を求める文書を送付しています。照会の種別としては、①訴訟での証拠収集の一環として行われる場合と、②強制執行の準備の一環として債務者の財産調査として行われる場合に大別されます。

23条照会に対する報告義務

弁護士法23条の2は、昭和26年の弁護士法改正により新設されたものであり、その照会について強制力はないものの、相手方に報告義務を課するものであり、それが公法上のものであると解するのが通説です。これは、23条照会が、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査及び証拠の発見収集を容易にし、事件の適正な解決に資することを目的とするのであり、もって司法制度を適正に運用し、国民の権利義務を実現することに基づきます。

正当な理由の判断基準

報告義務がある23条照会に対しても、もちろん正当な理由がある場合には報告を拒絶できます。そして正当な理由があるか否かは、報告により秘密帰属主体に生じる不利益と、報告によって実現される利益の比較較量によって判断されます。

金融機関の口座等の23条照会

金融機関は、実定法上の規定はないものの、学説上及び金融実務において守秘義務が一般的に肯定されており、金融機関としては正当な理由なく預金口座を特定する事情を第三者に開示すれば、債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求を受けうる立場にあります。

そのため、金融機関に対する23条照会においても、照会を求める側の利益と秘密を守られる側（主には預金者）の利益を比較衡量して個別具体的に判断することになります。この点、金融機関に対する23条照会においては、①訴訟での証拠収集の一環として行われる場合と、②強制執行の準備の一環として債務者の財産調査として行われる場合に分けられますが、①の証拠収集のケースにおいては、具体的事情によりその衡量すべき利益が千差万別であるため、判断の基準を一般化することは困難ですが、②の強制執行準備のケースにおいては、債務名義を取得し強制執行を実施しようとする債権者にとっては、債務者の財産の所在と内容を特定することが不可欠であり、預金債権はその重要な執行対象資産となることを踏まえ、この場合は、差押えによって自らの預金の処分の自由を失う債務者と、差押えによって権利の満足を受ける債権者の利益を比較し、債務名義が成立している状況であれば、一般的に金融機関の報告義務を肯定すべきと考えられます（同旨。伊藤眞教授「弁護士会照会の法理と運用－二重の利益衡量からの脱却を目指して－」（金融法務事情2028号6頁以下（以下「伊藤論文」）18頁）。

弁護士会に23条照会に対する報告を受けることについて法律上保護される利益があるか ～平成28年10月18日最高裁判決（本最判）～

本最判は、Aは訴訟で和解した相手方が和解金を支払わなかったことから、動産執行等の強制執行手続をとるため、住所が不明な相手方の住所を調査すべく、A代理人弁護士が申出し、愛知県弁護士会から、郵便株式会社（郵便会社）に対して相手方の郵便物に係る転居届の提出の有無及び転居届記載の新住所（居所）等について23条照会を行った事案であり、郵便会社がその報告を拒絶したことから、A及び愛知県弁

護士会が郵便会社に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案です。本最判の原審（名古屋高判平27.2.26）においては、23条照会に対する報告義務を肯定し、本件における報告拒絶に対する正当な理由の有無を比較衡量によって検討したうえ、転居届の提出の有無、届出年月日、転居届記載の新住所（居所）については、報告義務が守秘義務に優越し、電話番号については守秘義務が報告義務に優越するとし、本件会社が本照会事項の全てについて報告拒絶をしたことについて、正当な理由を欠くものとし、弁護士会に依頼者とは別の法的保護に値する利益を認め、1万円の限度で損害賠償請求を認めました。他方、依頼者に関しては、23条照会制度が適正に運用された結果もたらされる事実上の利益にすぎないとし、その権利・利益に対する侵害はないとしました。これに対し、本最判は、「23条照会の制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等をすることを容易にするために設けられたものである。そして、23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきものと解されるのであり、23条照会をすることが上記の公務所又は公私の団体の利害に重大な影響を及ぼし得ることなどに鑑み、弁護士法23条の2は、上記制度の適正な運用を図るために、照会権限を弁護士会に付与し、個々の弁護士の申出が上記制度の趣旨に照らして適切であるか否かの判断を当該弁護士会に委ねているものである。そうすると、弁護士会が23条照会の権限を付与されているのは飽くまで制度の適正な運用を図るためにすぎないのであって、23条照会に対する報告を受けることについて弁護士会が法律上保護される利益を有するものとは解されない。」とし、弁護士会に対する関係でも不法行為の成立を認めませんでした。

依頼者・申出弁護士に法律上保護に値する利益があるか

本最判により、23条照会に対する報告を受けることについて弁護士会が法律上保護される利益を有するものではないと判示されたことから、この点については決着をみたのですが、23条照会の申出弁護士やその依頼者に法律上保護に値する利益があるか否かについては、判断が示されていません。この点については、従来の下級審においては、そのほとんどが依頼者ないし弁護士が23条照会によって受け得る利益は、制度が適正に運営されることによってもたらせる「反射的利益」又は「事実上の利益」にとどまるとして、報告拒絶となったとしても、依頼者ないし弁護士に対する関係では、違法となるものではないという立場をとっています[1]。もっとも、京都地判平19.1.24や名古屋高判平23.7.8は、23条照会の情報を得ることにより自己の権利の実現ないし法的利益の享受を求めている実質的な主体は、申出をした弁護士ひいてはその依頼者であるとし、相手方の違法な報告拒絶が、かかる依頼者の権利ないし法的利益を侵害する場合には、依頼者に対する損害賠償義務が生じ得るというべきであるとして、いずれも、23条照会の実質的な法的利益の享受者は申出弁護士ないし依頼者であることを肯定しています。

思うに、23条照会の照会権限は弁護士会にあり、申出弁護士やその依頼者には存しないことは明らかですが、本最判判示のように照会権限者である弁護士会自体に法律上保護される利益がなく、かつ、申出弁護士ないし依頼者が受ける利益は、23条照会制度が適正に運用された結果もたらされる反射的利益ないし事実上の利益にすぎないと解するとすれば、結局、23条照会に対して報告を受ける法律上保護されるべき地位のある者は存在しない、という結論が導かれることになってしまいます。23条照会が司法制度を適正に運用し、国民の権利義務を実現することを目的とすることを考慮すれば、正当な理由のない報告義務違反により不法行為上保護される利益が侵害されれば不法行為が成立することもあり得ると解すべきであり、23条照会により情報を得ることによって自己の権利の実現ないし法的利益を享受する実質的な主体は申出弁護士およびその依頼者であると考えるのが相当かと思われます。

比較衡量の二重性に対する問題点の指摘と検討

もっとも、弁護士会からなされた23条照会について、そのまま照会に基づいて報告した場合に、照会先が秘密帰属主体から損害賠償請求を受けるとすれば、照会先において報告すべきか否かの判断に躊躇するのが当然であり、そこに23条照会制度を不安定とさせている根本的な問題があります。この問題について、伊藤論文（19頁以下）は、23条照会においては、利益衡量の判断主体として、弁護士会と照会先の2種類が存在し、裁判例においては照会先が独自に利益衡量に基づく判断をしなければならないとしており、「利益衡量の二重性」という構造となっていることが問題点として指摘されています。伊藤論文は、この問題の合理的解決を実現するために、利益衡量の主体を実質的に一本化し、その判断要素について照会先の意見を聴取する実質的な手続保証を図り、それを背景として、一定の条件が満たされている場合に照会の発出及び報告の基準と内容などについて合意形成を図り、弁護士会と照会先の紛争、照会申出人と照会先との紛争、照会先と秘密帰属主体の紛争の発生を予防すべきことを提言されています（ソフト・ロー的解決。伊藤論文22頁）。

実際に、金融機関に対する預金口座の全店照会においては、単位弁護士会と協定を締結している三井住友銀行を始めとし、多くの金融機関において債務名義（確定判決を求める場合もあり）の存在を前提に報告を行っており、安定的な運用がなされ始めています。ただし、これは、強制執行準備のための債務者の財産調査で照会が行われる場合が念頭にされており、この場合には債務名義の存在など一定の明確な基準によりその判断基準が策定しやすいと言えますが、訴訟での証拠収集の一環としてなされる照会の場合には、具体的事案ごとの比較衡量が不可欠であって、一定の条件を定立することは実際上困難と言わざるを得ませんし、業界団体があり、定型的な照会が想定される場合においては、弁護士会と業界団体との協議が可能であったとしても、それらを除く大多数の照会先については、やはりケース・バイ・ケースでの対応とならざるを得ないのではないかと思われます。

23条照会の実効性確保のために

本最判は、弁護士会に法的保護に値する利益がないと判示した点で、今後、弁護士会が当事者となって報告拒絶に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行う途はなくなったと考えられます。弁護士会としては、とくに強制執行の準備のために債務者の財産調査を行う場合など、伊藤論文22頁以下が指摘するように、典型的な照会がなされる照会先との間で、個別的にまたは業界団体との間で協議を行い、23条照会の発出の条件、報告の基準等について合意形成を図っていくことがさらに求められています（ソフト・ロー的解決）。他方、証拠収集の一環としての23条照会やソフト・ロー的解決が困難な照会先との間においては、23条照会の実効性を確保するためにも、弁護士会に対する報告義務確認請求が認められ、正当な理由のない報告拒絶については、申出弁護士ないし依頼者からの不法行為に基づく損害賠償請求が是認されるべきであると考えます。

ディスカバリー制度をとらない我が国の司法制度において、23条照会制度は紛争の適切な解決の前提となる事実調査のために不可欠な制度であり、年間17万件を超える照会件数がある現状において、裁判所の調査嘱託などの他の制度で代替することは困難であり、23条照会制度が有効かつ実効性のある制度として、今後安定的に運用される取組みが求められています。

1　本件原審のほか、①福岡高判平25.9.10（本誌1995号114頁）、②前掲東京高判平25.4.11、③前掲東京地判平24.11.26（②の第1審判決）、④前掲東京高判平23.8.3、⑤前掲東京高判平22.9.29、⑥東京地判平22.9.16（本誌1924号119頁、④の1審判決）、⑦東京地判平21.7.27（判タ1323号207頁、⑤の一審判決）、⑧前掲大阪高判平19.1.30、⑨大阪地判平18.2.22（判タ12187号253頁）　ただし23条照会のほか調査嘱託も含む。

Globalaw加盟法律事務所のご紹介

第23回　IGLESIAS, POZAS Y PÁEZ（メキシコ）

弁護士　安　保　智　勇
外国法事務弁護士　アダム・ニューハウス

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界110以上の法律事務所、165都市、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しています。事務所ニュースでは、Globalawに加盟する海外の事務所をご紹介しておりますが、今号には、メキシコのIGLESIAS, POZAS Y PÁEZ法律事務所のRodolfo Páez González弁護士から、メキシコの外国資本誘致政策に関してご寄稿いただきましたのでご紹介いたします。

ちなみに、同法律事務所のご縁で、当事務所は本年4月17日、メキシコのヌエボ・レオン州の代表団を東京事務所にお迎えし、同州の企業誘致政策についてお話をお伺いする機会を得ました。ご存じの通り、メキシコに限っていえば、トランプ政権のもとで今後の進出については不透明さがみられますが、昨今では、多くの国が積極的に自国への外国企業の投資を誘致しています。そして、そのために単にセミナー等の開催にとどまらず、企業や法律事務所を個別訪問して積極的に企業誘致を行っています。このように、多くの国では、国をあげて積極的に企業誘致に取り組んでいますが、人口減少を迎えるわが日本は、この先どのような方向を目指すのでしょうか?国も海外進出のみならず、人や企業の誘致を真剣に考えなければならないように思われます。我々の法律事務所も、法律サービスの側面で、このような国レベルの国際競争を下支えする重要なインフラ基盤としても機能できるよう願っております。

メキシコへの投資

Rodolfo Páez González

1　はじめに

1990年初頭から、メキシコは外国投資を奨励し、競争を拡大するため、多大の努力を払ってきました。本稿は、メキシコが提供する利点、特に外国企業への潜在的なインセンティブのいくつかについてご紹介します。

メキシコは、ほとんどの産業分野で外国企業の投資を受けることに開放的です。そして、メキシコがアメリカ合衆国に隣接していることは外国投資家を誘致することに役立っています。

メキシコで事業を行う外国企業へのもっとも重要なインセンティブは、「IMMEX」というクロスボーダーの製造業に輸入/輸出関税を免除することを認めるとともに、他の便益を製造業者に付与する政府プログラムです。

2　ヌエボ・レオン州

ヌエボ・レオン州は、メキシコの経済にとって最重要拠点の一つであり、その首都であるモンテレィは、国内での最も重要な産業及び金融グループのハブとなっています。また、モンテレィは、メキシコの北東部、アメリカ合衆国の国境からわずか125マイルの地点という戦略的に恵まれた場所に位置しております。メキシコの経済省の統計によると、同市はメキシコで英語が通じる都市の第一位となっています。ヌエボ・レオン州のGDPは875億米ドルで、GDPの成長率は6%であり、対米輸出額は、372億米ドルに達します。メキシコ随一の鉄道インフラのほか、メキシコで最大の陸上運送拠点となっています。

3　ヌエボ・レオン州の誘致策

2007年7月20日に制定されたヌエボ・レオン州の投資促進法は、国内又は外国の投資家のために州政府から付与される税務インセンティブを規定しています。

1990年以降、メキシコは投資を誘致し雇用を確保することに焦点を置き、一定の産業及び地域で製造業へのインセンティブを付与してきました。メキシコのほとんどの税金は連邦レベルのものですが、ヌエボ・レオン州を含め、メキシコでは、州間で主に外国企業の誘致のための投資及び開発プログラムの面で互いに競争をしてきました。連邦及び州の税法並びにメキシコ及びヌエボ・レオン州が締結した条約及び国際協定に基づき様々なインセンティブがあります。

ヌエボ・レオン州が投資促進法に基づき付与することができるインセンティブには以下のようなものがあります。

- 生産性の向上に向けた外国資本の企業の従業員のための雇用訓練及び教育プログラム
- 外国資本の企業の操業の開始に必要な物理的インフラの建設費用の100%までの負担
- 州の雇用税率及び一定の政府申請費用の軽減
- 外国資本の産業プロジェクトへのヌエボ・レオン州又は市町村が所有する不動産の提供又はプロジェクトのための私有の不動産の取得費用の50%までの負担
- 外国資本の企業のための第三者所有の不動産の賃借料の負担（最長10年間）

4　ヌエボ・レオン州にとっての日本の重要性

ヌエボ・レオン州は、アジア各国からの投資に強い関心を抱いており、アジアからの外国資本の投資に関連する事項について経済開発省に特別の部門を有しています。

ヌエボ・レオン州は、経済開発省を通じて、国際協力銀行やみずほ銀行との間で日本企業の誘致及び日本企業に対するインセンディブの機会の提供に向けた覚書を締結しています。

ヌエボ・レオン州には既に、豊田通商、デンソー、新日鐵住金、TOTO、パナソニック等の多数の日本企業が進出しています。

IGLESIAS, POZAS Y PÁEZ法律事務所について

IGLESIAS, POZAS Y PÁEZ法律事務所は、1985年設立の税務を含む企業法務を提供する総合法律事務所であり、メキシコの北東部の不動産開発の分野では、最も著名な法律事務所の一つと認識されております。

同法律事務所は、メキシコ北部の産業の首都であるモンテレィに所在しております。モンテレィは経済的活動ではメキシコ第二の都市であり、米国に近接した現代的な都市部としての利点を有しています。その他、メキシコの他の地域のプロジェクトを取り扱っています。同法律事務所は、Globalawのメンバーであり、その顧客は、全世界的な企業、開発業者、通信事業者、金融機関等が含まれます。

IGLESIAS, POZAS Y PÁEZ法律事務所へのお問い合わせは、弊事務所までご連絡いただくか、又は同事務所の下記担当者まで直接ご連絡ください。

IGLESIAS, POZAS Y PÁEZ法律事務所

住　所：David Alfaro Siqueiros 104-502, Piso 5
Col. Valle Oriente, San Pedro Garza García, N.L. 66269 México

電　話：+52 (81) 1352-3760

担当者：弁護士Jose G. Pozas
メール：jpv@iasc.com.mx
ＵＲＬ：www.ipyplegal.com.mx/en/

東京事務所　翻訳セクションのご案内

当事務所の東京事務所の翻訳セクションでは、英文の各種法的文書の翻訳業務（和訳・英訳）を提供しております。翻訳作業は日本人の翻訳者が翻訳文を作成し、米国の弁護士資格を有する日本人弁護士と外国人弁護士が翻訳文の確認を行います。契約書のリーガルチェックに併せて全文の翻訳業務をご依頼頂くことが多いのですが、依頼者からのご希望に応じて、翻訳文のみをご提供することもあります。いずれの場合も原則として外注はせず、所内の翻訳者が作業を行い、弁護士による確認を受けますので、特に契約書等の専門的な書類の機密を保持し、より精度の高い翻訳をご提供できます。また、契約書等のリーガルチェックを同時にご依頼いただく場合には、弁護士による翻訳文の確認の過程で内容及び整合性等の確認作業を行えるため、翻訳会社で作成した翻訳文書のリーガルチェックを法律事務所で別途行う場合に比べ、時間の短縮やコストダウンにつながるというメリットがあります。契約書以外のビジネス文書や書式、各種証明書等の翻訳のご依頼にも対応しておりますので、お見積り等をご希望の場合には、東京事務所（担当事務局：鶴岡又は石井）までお申し付けください。原文と翻訳文の整合性に関する証明書の発行のご相談にも応じております。

待ったなし！　改正個人情報保護法への対応（後編）

弁護士　山　田　晃　久

弁護士
山田　晃久
（やまだ・あきひさ）

〈出身大学〉
立教大学法学部
法政大学法科大学院

〈経歴大学院・役職〉
2007年12月
最高裁判所司法研修所修了
（新60期）
第二東京弁護士会登録
2011年1月
独立行政法人中小企業基盤整備機構
中小企業再生支援全国本部
（プロジェクト・マネージャー）
2011年10月
原子力損害賠償支援機構（審議役）
2013年10月
弁護士法人中央総合法律事務所入所

2008年～
東京地方裁判所
民事訴訟の運営に関する懇談会委員
第二東京弁護士会　司法制度調査会委員
同　民法（債権法）改正サポートチームメンバー
同　倒産法研究会会員
2014年～
日本弁護士連合会
民事裁判手続きに関する委員会委員

〈取扱業務〉
倒産法務、会社法務、商事法務、金融法務、知的財産権、労働法務、民事法務、家事相続法務、刑事法務

本年5月30日、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」または「法」といいます。）の改正法（以下「改正法」といいます。）が全面施行されました。

改正法のポイントは以下のとおりであり、前号（平成29年春号）では、①個人情報保護委員会の設置、②個人情報の定義の明確化、③個人情報の有用性の確保について、概要を紹介しました。本号では、前号の続きとして、残りの改正点のうち特に重要な点を紹介します。

【改正法のポイント】

＜第1段階＞　平成28年1月1日施行
① 個人情報保護委員会の設置
＜第2段階＞　平成29年5月30日施行
② 個人情報の定義の明確化（「個人識別符号」の概念の導入、「要配慮個人情報」の新設）
③ 個人情報の有用性の確保（利用目的の変更要件の緩和、「匿名加工情報」の新設）
④ 個人情報の保護の強化（オプトアウトによる第三者提供の厳格化、第三者提供に係るトレーサビリティの確保、個人情報データベース等提供罪の新設）
⑤ 個人情報の取扱いのグローバル化（法の域外適用、外国当局への情報提供、個人データの越境移転の制限）
⑥ その他（小規模取扱事業者への特例の廃止）

3−4　個人情報の保護の強化

3−4−1　オプトアウトによる第三者提供の厳格化

個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要です（改正法第23条第1項本文）。ただし、①適用除外事由に該当する場合（同項各号）、②オプトアウトによる場合（同条第2項）、③提供先が第三者に該当しないとされる場合（同条第5項）には、本人の同意は必要ありません。

改正法では、これらの例外事由のうち、②オプトアウトによる場合については、個人情報保護委員会に所定の事項を届け出ることが義務づけられました。オプトアウトは、本人の求めに応じて第三者提供を停止することにしていれば本人の事前同意がなくても第三者提供を可能とする措置ですが、届出が義務付けられることにより、本人にとって提供停止の申出を行いやすくなりました。

3−4−2　第三者提供に係るトレーサビリティの確保

近年大規模な情報漏洩事件が発生したことを踏まえ、改正法により、第三者提供に係る確認・記録義務が提供者および受領者の双方に課されることとなりました（改正法第25条、第26条）。ただし、前記3−4−1の①適用除外事由に該当する場合（改正法第23条第1項各号）、③提供先が第三者に該当しないとされる場合（同条第5項）には、これらの義務は適用されません。

第三者提供に係る確認・記録義務が適用される場合、提供者および受領者はそれぞれ以下の事項を施行規則が定める方法で記録しなければなりません。

【提供者の記録事項】

	提供年月日	受領者の氏名等	本人の氏名等	提供した個人データの項目	本人の同意
オプトアウトの場合	○	○	○	○	
本人同意の場合		○	○	○	○

【受領者の記録事項】

	提供年月日	提供者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	受領した個人データの項目	委員会による公表	本人の同意
オプトアウトの場合	○	○	○	○	○	○	
本人同意の場合		○	○	○	○		○
私人からの場合		○	○	○	○		

第三者提供に係る確認・記録義務は、日常的に個人データの授受を行う事業者にとって負担が大きいといえます。もっとも、一般的なビジネスの実態に配慮し、個人情報保護委員会が策定するガイドラインにおいて、以下のような場合には、解釈によって確認・記録義務の適用対象とはならないとされています。ガイドラインには、事例も紹介されていますので、個人データの第三者提供となる場面であっても、解釈により確認・記録義務の適用除外となる場面でないかを検討してみるとよいでしょう。

- 「本人による提供」と整理できる場合（例:SNS上で本人が投稿した場合）
- 「本人に代わって提供」と整理できる場合（例:振込依頼を受けた場合）
- 「本人側への提供」と整理できる場合（例:同席している家族に提供する場合）
- 受領者にとって「個人データ」に該当しないと整理できる場合（例:名刺1枚）等

3−5　個人情報の取扱いのグローバル化

3−5−1　個人データの越境移転の制限

改正法では、個人データを「外国にある」第三者に提供する場合、前記3−4−1の①適用除外事由に該当する場合（改正法第23条第1項各号）を除き、②オプトアウトによる場合（同条第2項）、③提供先が第三者に該当しないとされる場合（同条第5項）であっても、本人の同意が必要となりました（改正法第24条）。個人情報の保護が不十分な国でプライバシー侵害が発生するおそれを踏まえた改正です。

この越境移転の制限は、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合であっても適用されますので注意が必要です。もっとも、一定の例外が認められており、以下の場合には、国内の第三者提供と同様の取扱いが可能となります。

① 外国にある第三者が施行規則で定める基準に適合する体制を整備している場合（以下のいずれか一方で可）
- ◆ 提供を受ける者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること
  - 例:委託先との覚書、グループ会社間で共通に適用されるプライバシーポリシー
- ◆ 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること
  - 例:APECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を取得している場合

② 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合（現時点では未指定）

3−6　その他

3−6−1　小規模取扱事業者への特例の廃止

従来、取り扱う個人情報の数が5000人分以下の小規模事業者は規制の対象外とされていましたが、改正法により、この適用除外規定が廃止されました。このため、小規模事業者にとっては、法に従って情報管理しなければならず、影響が大きいのではないかと思います。なお、個人情報保護委員会が策定するガイドラインにおいては、小規模事業者に一定の配慮をして、安全管理措置について特例的な対応を規定していますので、これを参考にするとよいでしょう。

4　さいごに

プライバシー意識の高まりとともに個人情報の取扱いはより慎重さが求められています。その取扱いのルールを定めたものが個人情報保護法ですが、条文の文言が抽象的であるために、実務において判断に迷う場面も多いと思います。個人情報保護委員会が策定するガイドラインは解釈の拠り所となりますが、それでも十分に行き届いたものではありません。情報の主体である本人にとって安心・安全な取扱いを心がけて対応することに尽きるともいえますが、困った時には専門家に相談していただければと思います。

弁護士
松本久美子
（まつもと くみこ）

〈出身大学〉
神戸大学法学部

〈経歴〉
2007年9月
最高裁判所司法研修所修了
（60期）
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務、金融関連法務、
商事法務、会社法務、
保険法、
知的財産法、競争法、
表示関係法、
労働法、不動産法務、
民事法務、家事相続法務

消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告事例について
～株式会社ＫＡＴＥＫＹＯグループに対する勧告について～

弁護士　松　本　久　美　子

1　勧告の概要

学習塾の運営等を行う株式会社KATEKYOグループが、①学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引き上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った、②教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払ったという事案で、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下、「消費税転嫁対策特別措置法」という）第3条1号後段（買いたたき）の規定に違反するとして、公正取引委員会は、平成28年10月21日、同法6条1項の規定に基づき、同社に対し、役員及び従業員への勧告内容の周知・徹底や社内研修等の再発防止策を実施することなどを内容とする勧告を行った。

2　消費税転嫁対策特別措置法の概要

消費税転嫁対策特別措置法は、平成26年4月に実施済み及び平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに際して、消費税の転嫁を阻害する行為の是正等により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする法律である。

同法では、平成26年4月1日以降に、「特定供給事業者」から受け取る商品又は役務の供給について、「特定事業者」が特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為（①減額（法3条1号前段）、②買いたたき（同号後段）、③商品購入、役務利用、利益提供の要請（同条2号）、④本体価格での交渉の拒否（同条3号）、⑤報復行為（同条4号））を行うことを禁止している。

この「特定事業者」（買手・転嫁拒否等をする側）とは、I大規模小売事業者[1]、II特定供給事業者から継続して商品又は役務の提供を受ける法人事業者をいい（法2条1項）、「特定供給事業者」（売手・転嫁拒否等をされる側）とは、i大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、ii資本金等の額が3億円以下である事業者、人格のない社団等、個人事業者をいう（同条2項）。大規模小売事業者へ該当する事業者は限られているが、「ii資本金等の額が3億円以下である事業者、人格のない社団等、個人事業者」が、「II法人」に物品や役務を継続して提供しているケースは多く、かなり広範囲で本法の適用がある。

3　本件事案の解説

本件事案①は委託料の据え置きが問題となったものであるが、本件の特徴は、KATEKYOグループは、この消費税引き上げに際し、業務委託契約書に「税率の変更があっても内税による報酬総額は変わらない」旨の一文を加えて締結しており、消費税引き上げ分を上乗せせずに支払っても問題ないと認識していたという点である。しかし、このような契約条項があっても、据え置きをすることに合理的な理由があるとは言えないことに注意が必要である。

また、本件事案②の部分は、不動産の賃貸借契約における賃料等について、消費税率引上げ後も据え置いて支払ったというものであるが、過去の勧告事例の中でも、賃料の据え置きが問題とされた事例は多い。不動産の賃貸借は、貸主（供給事業者）が個人であることも多いと思われるが、賃貸借は継続的な取引であるので、借主が法人であれば、借主の規模に関わらず同法が適用される。一般的な買いたたき等が問題となる下請法とは適用範囲が異なる上、貸主側も本法についての認識がなく、転嫁行為が続いている場合もあると思われる。また、不動産等の賃貸借契約において、資産の貸付の税率等に関する経過措置（以下、「経過措置」）により、5%の旧消費税率のまま賃料を支払っているケースもあるが、自動更新等により経過措置の適用がなくなった際には、転嫁拒否行為が行われないよう注意が必要である。

4　最後に

消費税率の引き上げは平成26年4月であったが、平成28年から平成29年4月までに行われた勧告だけでも6件（7事業者）ある。公正取引委員会は、平成29年度も事業者等向けの説明会や相談会を開催するなどしており、今後も転嫁拒否行為に対する対処等は引き続き実施されているようである。今一度、適正な転嫁がなされているか確認されたい。

参考文献
・公正取引798号68頁　戸城優紀「株式会社KATEKYOグループに対する勧告について」
・公正取引委員会HP

1　一般消費者が日常使用する商品の小売事業者であって、前事業年度における売上が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいう。

弁護士
角野　佑子
（つの・ゆうこ）

〈出身大学〉
関西学院大学法学部
関西学院大学法科大学院

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
（新61期）
愛知県弁護士会登録
2009年8月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
知的財産法務

～商標審査基準が改訂されました～

弁護士　　角　野　佑　子

1　改訂ポイント

今回の改訂においては、新しいタイプの商標登録が可能となった平成26年の際の改訂ほど大きな改訂ではありませんが、商標の不登録事由(商標法第4条)を中心に、

①商標法第4条第1項第11号の外観及び観念についての基準及び例示を明記
②同号における出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱いを規定
③第4条第1項各号における類否の判断において立法趣旨を考慮した判断ができるよう全体的な見直し

が行われています。改訂ポイントは以下の通り[1]で、平成29年4月1日以降の審査に適用されています。

(1) 公益的な機関等（商標法第4条第1項第1号から第5号）、登録品種（商標法第4条第1項第14号）、ぶどう酒等の産地（商標法第4条第1項第17号）について、対象となる標章の例示、類否判断基準を追加・修正、法文上の語句についての解釈を明記。
(2) 公序良俗違反について、裁判例を参考に、本号に該当する場合についての類型及び該当例を明記（商標法第4条第1項第7号）。
(3) 他人の氏名又は名称等について、裁判例を参考に、本号に該当する「他人」の範囲、著名性の判断基準等を明記（商標法第4条第1項第8号）。
(4) 類否判断（外観・称呼・観念の類否、商品・役務の類否、結合商標の類否、取引の実情の考慮）について、基本的な考え方を記載し、外観、称呼、観念の各要素の判断基準を明確にすると共に、例示の追加、見直し。
また、出願人と引用商標権者に支配関係があり、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合は、本号に該当しない取扱いを明記（商標法第4条第1項第11号）。
(5) 人の周知商標（商標法第4条第1項第10号）、商品又は役務の出所の混同（商標法第4条第1項第15号）、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標（商標法第4条第1項第19号）について、基準の趣旨を明確にするなど構成面からの見直し。
(6) 商標権管理の利便性向上のため、同一人が同一の商標について出願した場合に、当該出願の指定商品又は指定役務全てが、先願（又は先登録）に係る指定商品又は指定役務と同一の出願をした場合に限り、「商標法第3条の趣旨に反する」との拒絶の理由を通知する取扱いを明記。

2　類否判断

今回の改訂では、これまで蓄積されてきた裁判例をもとに商標登録基準が具体化されています。商標登録時の商標類否判断と侵害時の類否判断は時点が異なりますので、登録時の類否判断と侵害時の類否判断が全く同じ判断になるというわけではありませんが、審査基準記載の内容は、侵害時の類否判断の参考になりますので、ご紹介させて頂きます。

基本的に類否判断においては、「商標の類否は、出願商標及び引用商標がその外観、称呼又は観念等によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に観察し、出願商標を指定商品又は指定役務に使用した場合に引用商標と出所混同のおそれがあるか否かにより判断し、その際、指定商品又は指定役務における一般的・恒常的な取引の実情を考慮する」とされています。3以下において、審査基準に記載されている具体例のうち、外観と観念に関する類否判断の例の一部を見てみたいと思います。

3　外観の類否について

（1）外観とは、「商標に接する需要者が、視覚を通じて認識する外形」のことです。類否の判断にあたっては、商標に接する需要者が視覚を通じて認識する外観の全体的印象がまぎらわしいか否かを考察することになりますので、各商標における共通点・差異を検討し、商標の全体的印象を検討することになります。
（2）審査基準における例をあげます。
①外観については類似する場合
「Japax」と「JapaX」
→両者は、語尾の「X」の大文字と小文字の差異を有するが、その差はわずかであることから、外観上全体として近似した印象を与える。
②外観については類似しない場合

→両者は、欧文字の「E」と「F」を組み合わせてなるが、「+」の記号の有無、書体の違い、色の違いから外観上全体として異なる印象を与える。

4　観念の類否について

（1）商標の観念の類否判断にあたっては、「商標構成中の文字や図形等から、需要者が想起する意味又は意味合いが、お互いにおおむね同一であるか否かを考察する」とされています。
（2）審査基準における例をあげます。
①「でんでんむし物語」と「かたつむり物語」
一般的に「でんでんむし」と「かたつむり」は、いずれも同じ意味であると理解されているため、観念は類似。
②「EARTH」と「terre」（いずれも指定商品テレビ）
前者は英語で地球、後者はフランス語で地球という意味であるが、日本における需要者の外国語理解度からすると、「terre」からは地球の観念は生じず、観念は異なる。

但し、商品名等にフランス語が一般に採択されている商品等の分野においては、当該観念が生じる場合があるとされており、指定商品・役務における需要者との関係において判断が必要となります。

観念の類否にあたっては、文字の場合には、広辞苑等で当該商標の意味がどのように定義されているかだけでなく、当該商標における商品等の分野における需要者の通常有する注意力を検討することになります。

1　商標審査基準改訂13版（特許庁）

労務アドバルーン⑩
～休日～

弁護士　柿　平　宏　明　　弁護士　岩　城　方　臣
弁護士　大　澤　武　史　　弁護士　山　本　一　貴
弁護士　西　中　宇　紘　　弁護士　冨　川　　諒
弁護士　山　越　勇　輝

第1　はじめに

労務アドバルーンも、おかげさまで連載10回目を迎えることができました。これからも、皆さまの関心が高いテーマについて分かりやすくご説明させていただくよう努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回のテーマは「休日」です。休日は、労働者の疲労の回復を図り、心身の健康を維持するための重要な労働条件ですが、繁忙期などには休日労働が行われることもあるかと思います。しかし、同じ休日労働であっても、就業規則での休日の定め方などによっては、休日労働として、労働基準法上の割増賃金が発生するかしないかが変わってくる場合があります。また、休日労働の代わりに別の労働日を休日に振り替える場合も、一定の手続がとられていなければ、労働基準法上の割増賃金が発生するケースがあります。

本稿においては、法定休日と法定外休日、振替休日と代休など、労務管理上、混同しがちな休日の取扱いについてご説明させていただきます。

第2　労働基準法と休日

1　休日と休暇の違い

「休日」とは、労働契約や就業規則などで、あらかじめ労働者に労働義務がないと定められている日を指します。

休日と似たものに休暇があります。「休暇」とは、本来、労働義務がある労働日について、労働者からの申出などによって労働義務が免除された日を指し、例えば年次有給休暇（年休）は、休暇の一種となります。

休日も休暇も、労働者が労働義務から解放されるという点では同じですが、休日は、就業規則や労働契約によりあらかじめ定められている労働時間（「所定労働時間」といいます）にカウントされないのに対し、休暇は所定労働時間にカウントされます。この違いは、時間外労働や深夜労働、休日労働に対して支払われる割増賃金の額に影響を与えることになります。具体的には、割増賃金の1時間当たりの単価（「基礎賃金」といいます）は、基本的に「賃金÷所定労働時間」で計算されますので、単純化すると、「休日の増加は基礎賃金の額の増加につながるが、休暇の増加は基礎賃金の額に影響を与えない」ということになります。

2　週休制の原則

労働基準法では、原則として、使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1日の休日を与えなければならないと規定されています。

ただし、就業規則などによって起算日が特定され、特定された4週間の中で4日以上の休日が与えられている場合は、その範囲の中では仮に1日も休日が与えられない週（=7日間）があったとしても、労働基準法上は適法となります（4週4日の休日）。

3　法定休日と法定外休日の違い

以上のような週休制の原則は、あくまでも労働基準法が最低基準として定めたものであり、現在では、多くの企業で週休2日制が定着し、労働基準法の最低基準を上回る休日が定められています。

しかし、就業規則上は同じ休日として定められていても、法律上は、労働基準法で最低限保障されている休日（「法定休日」といいます）と、労働基準法の最低基準を上回る部分の休日（「法定外休日」又は「所定休日」といいます）とで、明確に区別して取り扱われます。具体的には、法定休日に労働を命じる場合は、前回の連載でご説明した36（さぶろく）協定が締結されていなければならず、また、休日労働に対して割増賃金を支払わなければなりません。他方で、法定外休日の場合は、週40時間の範囲内であれば36協定がなくても当該休日労働を命じることができますし、また、休日労働が、1日8時間・1週間40時間を超えるなどの時間外労働に当てはまったり、深夜労働（原則として午後10時～午前5時）に当てはまったりしなければ、法律上、割増賃金の支払義務は生じず、基礎賃金の支払いだけで足ります。

コラム

我が家の1歳半になる息子は、最近、暇さえあれば、スマートフォンに保存された自分の写真や動画を見て楽しんでいます。もちろんロック機能の解除は親頼みですが、先日、寝ている母親の親指を指紋認証部分にあてがおうとしている姿を見て、息子の成長を頼もしく思いながらも末恐ろしさを感じてしまいました。**（岩城）**

今回の留学報告記の方に少しだけ外国の労働法制について記載しておりますのでご参照下さい。個人的にはどの国よりも日本の方が働きやすいと思っていますが、色んな考え方があるものだと思います。

ところで、電圧が違うことを見過ごしており、10年連れ添ったたこ焼き器が壊れました。日本でも海外でも、くじけそうな時はたこ焼きを焼く音が何度でも私を蘇らせてくれました。10年間、本当にありがとう。**（柿平）**

最近、保育園に行き始めた息子が毎回のように風邪やら何かの菌を持って帰ってきてくれますので、我が家はここ2ヵ月くらい誰かしらダウンしています。

暑い日が続いておりますが、健康に留意して執務に邁進していきたいと思います。皆様もお体ご自愛くださいませ。**（大澤）**

このように、法定休日と法定外休日とで休日労働が行われた場合の取扱いが異なりますが、土日の週休2日制をとる会社でも、土日いずれの曜日を法定休日とするか就業規則などで特定されていないケースが珍しくありません。このようなケースについて、厚生労働省は、暦週（日～土）の日曜日と土曜日の両方に休日労働した場合、暦週の後ろに来る日、すなわち土曜日の労働が法定休日労働になると考えています[1]。しかし、同様のケースについて裁判で争われ、日曜日が法定休日にあたると判断された事例[2]もありますので、割増賃金の計算についてのトラブルを予防するためには、やはり就業規則などによって法定休日を特定するのが望ましいといえます。

4　祝日と法定休日

祝日は、国民の祝日に関する法律によって休日と定められています。しかし、法定休日の「法」とは、国民の祝日に関する法律ではなく、労働基準法を指すため、祝日であっても、必ずしも法定休日になるとは限りません。

したがって、法定休日にあたらない祝日に労働を行った場合でも、労働基準法との関係では、休日労働の割増賃金は発生しないこととなります。

第3　休日労働の取扱い

1　割増賃金

法定休日の労働に対しては、労働基準法で定められた休日労働に対する割増賃金（「休日手当」と呼ばれることもあります）を支払わなければなりません。また、法律の基準を超えて休日手当を支払うことが就業規則に規定されている場合は、就業規則通りの休日手当を支払わなければなりません。このような休日手当は、正社員だけでなく、契約社員やパート従業員が休日労働を行った場合も同様に支払う必要があります。

休日労働の割増賃金の割増率は、原則として、第2.1でご説明した基礎賃金の35%以上となりますが、法定休日に深夜労働を行った場合は、基礎賃金の60%以上となります。なお、休日労働とは、法定休日である日の午前零時～午後12時までの労働部分を指すと考えられているため、例えば法定休日に徹夜労働を行った場合は、午後12時を超える部分については、「休日労働+深夜労働」ではなく、「深夜労働」又は「時間外労働+深夜労働」という扱いとなり、午後12時までの労働部分と比べて、割増賃金の割増率が異なってくるので注意が必要です。

2　休日の振替と代休

「休日の振替」とは、休日と定められている日を、前もって、労働日と定められている日と交換する（振り替える）手続を指します。休日の振替を行うためには、就業規則に振替休日に関する規定を設けた上で、前日の勤務時間が終了するまでに、振替により休日となる日を特定し、休日の振替を労働者に通知しなければなりません。このような休日振替手続がとられた場合、休日労働日から原則として4週間以内に振替休日が与えられるのであれば、当該休日労働日の労働に対して、休日労働の割増賃金を支払う必要はなくなります（もちろん、通常の賃金は支払わなければなりません）。

これに対し、休日振替手続をとらないまま休日に労働を行わせた後に、その後に代わりの休日（代休）を与えたとしても、休日の振替とは認められず、当該休日労働日について割増賃金を支払う必要があります。

このように、休日の振替と代休は似て非なるものですが、実際には、休日振替手続が事前にとられていないにもかかわらず、代休を与えたことを理由に休日労働日に割増賃金が支払われていないケースも多いようですので注意が必要となります。

第4　最後に

以上のように、ひとくちに休日と言いましても、労働基準法で最低限保障されている休日であるか否かによって、法律上の取扱いが異なる場合がありますので、本稿もご参照いただきながら、就業規則の内容や休日労働に対する賃金の支払いなどについて、今一度ご確認いただければと存じます。

また、休日労働については、政府が現在検討している年720時間の残業時間の上限規制には含まれないとの方針が示されていますが、休日労働を残業時間の上限規制の「抜け穴」としないために、厚労相の諮問機関である労働政策審議会の分科会で、休日労働の抑制を努力義務として労働基準法の指針（ガイドライン）に明記することが提案されました[3]。今後は改正法や指針見直しの内容が具体化することが予想されますので、随時情報をご提供できればと存じます。

---

1 「厚生労働省 改正労働基準法における質疑応答（平成21年10月5日）A10」
http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/dl/tp1216-1k.pdf
2 東京地判平成23年12月27日（労働判例1044号5頁）
3 第133回労働政策審議会労働条件分科会（平成29年4月27日）

今般、厚生労働省のホームページに労働法違反事例として企業名が300社以上公表されました。かかる公表は、適正な労務管理等のために行われたものですが、実際上はブラック企業としてのレッテルを貼られるリスクが大いにあると思われます。公表に至る基準を含めた公表制度に関する特集記事をウェブサイト「BUSINESS LAWYERS」にて執筆いたしましたので、こちらもご参考頂ければと思います。**（山本）**

5月13日・14日の土日を潰して宅地建物取引士の登録実務講習を受講してきました。これで無事に本年中に宅地建物取引士の登録ができそうです。最近、弊所の若手弁護士内で不動産関連法務の勉強会が発足しました。もちろん、私も参加しています。不動産関連法務を得意分野にできるよう日々邁進していきます。**（西中）**

最近、不動産の勉強に力を入れております（もちろん不動産以外の勉強もしておりますが）。直近では、マンション関係や共有物分割請求について改めて勉強しました。事件を離れて勉強することで初めて見えるものもあると感じております。今後も様々な分野で皆様のお役に立てるよう精進して参ります。**（冨川）**

先日、割増賃金に関するご相談を受けました。時間外労働・休日労働については、弁護士でも正確に把握することは難しい分野ですので、どのように説明すれば皆さまに分かりやすいのか、常に意識して取り組んでまいりたいと思います。

プライベートでは、最近ゴルフの練習に励んでおり、もうすぐ100を切ることができそうな予感がしています。コラムで報告できるよう頑張ります。**（山越）**

平成29年5月29日より全国の登記所（法務局）において法定相続情報証明制度の運用が始まりました。

法務部長　角口　猛

1　はじめに

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、相続登記をすることとなりますが、近時、相続登記が未了のまま放置されているため、所有者の把握が困難となる不動産が増加し、いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の大きな一因であるとの指摘がなされています。

そこで、今般、法務省は、相続登記を促進するため、「法定相続情報証明制度」を新設することとしました。

2　相続登記をする場合としない場合は

相続登記をする場合は、不動産についての権利関係が明確になります。相続した不動産の売却が円滑に進み、担保に入れてローンを組むこともできます。

一方、相続登記をしない場合は、相続人の権利や義務を引き継いだ者が次第に増え、中には認知症を患ってしまった方や所在不明の方がいる場合など、登記を含めた相続手続をすることが困難な状況となってしまいます。また相続した不動産の売却が円滑に進まないなど、思わぬ不利益を受けることもあります。

3　相続手続が便利に

現在の相続手続では、被相続人のさまざまな相続財産（遺産）について、その都度、相続手続を取り扱う各種窓口に被相続人の戸除籍謄本等の一式を何度も提出する必要があります。

法定相続情報証明制度では、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の一式を提出し、併せて被相続人を「氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日」で特定した上で、その法定相続人全員について「氏名、生年月日及び被相続人との続柄」を一覧に表した図「法定相続情報一覧図」を作成し提出することで、登記官よりその一覧図に認証文を付記した写し（証明書）が無料で交付されます。

その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用することで、戸除籍謄本等の一式を何度も提出する必要がなくなります。

4　具体的な手続の流れは

(1)まず、法定相続人を確定するために、被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄本等および住民票除票等、相続人の戸籍謄本等および住民票を収集します。

(2)収集した戸除籍謄本等をもとに法定相続情報一覧図を作成します。

(3)登記所（法務局）に上記(1)および(2)の書面を添付して、法定相続情報一覧図の保管およびその写しに登記官が認証文を付記したものの交付の申出（申請）をします。申出ができる人は、被相続人の相続人または当該相続人の地位を相続により承継した人です。代理人となることができるのは、法定代理人のほか、民法上の親族、弁護士、司法書士等の資格者代理人です。申出ができる登記所（法務局）は、被相続人の本籍地もしくは最後の住所地、申出人の住所地または被相続人名義の不動産の所在地のいずれかの地を管轄する登記所（法務局）です。

(4)登記官は、上記(1)の書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と上記(2)の法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認します。内容が正しければ、登記官より認証文付きの「法定相続情報一覧図の写し」が交付されます。なお同時に戸除籍謄本等一式の原本は返却されます。

この写しは、発行手数料等はかからず無料で交付され、相続手続が必要な相続財産の数だけ複数交付が可能ですので、同時に複数の相続手続が可能となります。また法定相続情報一覧図は、登記所で作成の年の翌年から5年間保管され、この間は写しの再交付も可能です。

(5)なお、法定相続情報一覧図は、被相続人1人につき1つの一覧図を作成することになりますので、数次相続の場合、被相続人ごとに法定相続情報一覧図を作成する必要があります。また被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸除籍謄本等を添付できない場合は、この制度は利用できません。ご注意いただきたいのは、法定相続情報一覧図は、偽造防止のため二重線による訂正は認められません。また法定相続分は記載されず、相続放棄や遺産分割協議に関する情報も記載されません。

5　おわりに

法定相続情報証明制度の運用開始により、登記官より交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、今後、被相続人名義の預金の払戻し等、さまざまな相続手続に利用されることで、各種相続手続における相続人や手続の担当者双方の負担が軽減されることが大いに期待されます。

弁護士
小林　章博
（こばやし・あきひろ）

京都事務所だより29

夏は夜？

弁護士　　小　林　章　博

この事務所ニュースが皆様のお手元に届く頃、季節は夏、である。当たり前だが夏は暑い。さらに京都の夏は「蒸し」暑い。夏の日中、事務所から一歩外に出ようものなら、そこかしこに、しっかり蒸しあげられ、体から湯気を上げている人を目にする。食べ物であれば、「茶碗蒸し」、「蒸し餃子」など、「蒸し物」も美味であり、湯気やそこから漂うほのかな香りは食欲をそそるものであろうが、人間が蒸されている姿はいただけない。だから、夏の日中はでかけるものではない。

「蒸す」という漢字をじっくり見つめてみれば、これは京都の夏を表す字ではないかと思ってしまう。三方を山に囲まれ中に人がおり、熱気はしっかりふたをされ、そこを地べたからじっくり火で焚かれている、まさに京都の夏はそんなところである。

◇　　◇　　◇

かの清少納言は、「夏は夜」をお奨めされ、平安時代の人々は「いいね!」と共感されていたのであろう。しかし、それは今から1000年も前の話。最近の京都の夜は熱帯夜が続く。熱帯夜とはご承知のとおり、夜間の最低気温が25度以上の夜。今や、「夏の夜」は、何度「いやね!」を連発しても足りない。湿度の高い熱帯夜の夜風に触れる、いとわろし。

旧暦と新暦とで季節に差はあるやもしらねど夏は夏。まさか清少納言をはじめとする平安時代の人々は、今とは感性が違って、蒸し暑さ好きだったのであろうか?そんなわけはあるまい。

◇　　◇　　◇

実は100年前に熱帯夜を観測することは珍しかったらしい。昨年夏の新聞記事によれば、京都地方気象台に観測記録が残る1880年以降、1955年までは熱帯夜の日数は毎年ゼロか1桁台で推移していたが、高度経済成長期あるいはバブル期に著しく伸び、2010年には過去最多の42日に達したとのこと。なんとこの100年間で20倍近く増えているのである。

昨年の夏もひどかった。京都地方気象台のデータをひもとけば、昨年夏の京都市内の熱帯夜は8月31日までに28日を数えている。ほとんど毎日、熱帯夜!ああ、そんな夏が今年もやってくる。

◇　　◇　　◇

それでも8月の五山の送り火の頃、京都の夜風も少しは肌に優しくなってくる。「大」の字に火がともされる様子を眺めながら、ああ、今年の夏休みも終わりに近づいてきてしまった、後回しになっている学校の宿題の読書感想文や自由研究にそろそろ手をつけなくてはいけないな、と感じた小学生時代。そんな気分を思い出す京都の夏の夜、やっぱり捨てたものではない。

新緑の柳を一服の清涼剤に。カラーでお伝えできないのが残念。
前号に引き続き、場所が分かった方は是非ご一報ください!
ヒントは「へそ」です。

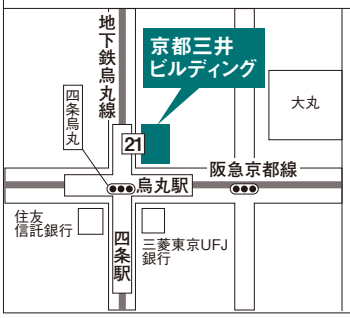

京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008　京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番　京都三井ビル3階
TEL　(075)-257-7411（代表）　FAX　(075)-257-7433

【交　通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車　20番出口・21番出口直結

会社法今昔物語

● 監査役・監査役会制度―その１［制度の変遷］

弁護士（オブカウンセル）　森本　滋
（京都大学名誉教授）

1　序

2016年春号において、社外役員制度と関連して、「監査役会と社外監査役」について検討しました。今回から数回は、監査役・監査役会制度そのものについて検討します。今回は、その総論として、監査役・監査役会制度の歴史的変遷を概観します。

2　会計監査機関としての監査役

昭和25年改正前商法の下において、監査役は取締役の業務執行を監督する業務監査機関でしたが、昭和25年改正商法は、取締役会を法定し、取締役会に取締役の業務執行の監督を委ねることとして、監査役を会計監査機関としました（政府提出法案は、その名称も「会計監査役」に改めることとしていましたが、参議院の反対により従来のままとされました）。監査役は会計帳簿・書類調査権限を有しますが、会社の業務・財産状況調査権限は「其ノ職務ヲ行フ為特ニ必要ナルトキ」に認められるにすぎません。

この監査役制度の改正は、会計監査の重要性を認識して、新たな理念に基づいて監査役制度を再構築したものでなく、取締役会の監督機能との関連において、屋上屋を架すことを避ける消極的な観点から、監査役の役割を縮減したものにすぎません。監査役を会計監査機関とするならば、その資格を会計の専門家に限定すること等が合理的となりますが、そのような資格要件は定められませんでした。また、その任期は従来の2年から1年に短縮されました。

実務においては、このような立法の経緯とともに、証券取引法（現在の金融商品取引法）上の公認会計士（監査法人）による財務諸表監査制度とも相まって、監査役の役割は積極的に評価されず、「閑散役」と揶揄されるようになっていったようです。

3　業務監査権限の復活

主として昭和40年代の上場会社の粉飾決算・違法配当等の不祥事を受けて、昭和49年改正商法は監査役の職務権限を業務監査一般に拡大しました。取締役会による取締役の業務執行の監督は、主として効率性の観点から行われることとなるため、会社運営の適法性を確保するには、業務執行に直接かかわらない監査役に業務監査権限を認める必要があると考えられたのです。この改正に伴い、監査役に、広く業務・財産状況調査権が認められるほか、取締役会出席・意見陳述権、会社取締役間の訴えに係る会社代表権、取締役の違法行為差止請求権等の権限が認められ、独立性を確保するため、その任期が2年に伸長され、株主総会における監査役の選任・解任に係る意見陳述権が認められました。

昭和49年には、商法特例法が制定され、計算・監査・公開に係る大会社と小会社の特例が設けられました。大会社に公認会計士（監査法人）による会計監査システム（会計監査人制度）が導入され、他方、小会社の監査役の職務権限は、負担軽減の観点から、会計監査に限定されます（業務・財産状況調査権限は「その職務を行うため必要があるとき」に認められます）。

昭和56年改正商法は、取締役会の形骸化に対処するため、重要な業務執行事項を取締役会の専決事項とし、その典型的事項を具体的に列挙するとともに、取締役会の監督機能を実質化するため、取締役の職務執行に対する取締役会の監督権限を明定しました。監査役には、取締役の違法行為の取締役会への報告義務と、それに関連する取締役会招集請求権が認められ、また、その独立性を確保するため、監査役と取締役の報酬を別個に決定することのほか、監査費用の請求が容易化されました。

昭和56年改正商法特例法は、大会社の範囲を拡大し（資本の額5億円・負債総額200億円以上）、大会社に複数・常勤監査役制度を採用しました。また、会計監査人の独立性を強化するため、株主総会が会計監査人を選任するものとするほか（自動更新制度の導入）、監査役に会計監査人の人事関連権限を広範に認め、両者の連携を強化しました。

4　監査役会制度の創設

監査役制度を強化するため、平成5年改正商法は、監査役の任期を3年に伸長し、同年改正商法特例法は、大会社に監査役会制度を導入して、監査役を3人以上に増員し、1人以上の社外監査役の選任を義務化しました。平成13年末には、監査役の任期が4年に伸長され、監査役の取締役会出席・意見陳述権が義務的なものとされました。大会社の監査役会に、監査役選任案件の同意権等が認められ、監査役の半数以上が社外監査役でなければならないものとされ、社外監査役要件が厳格化されました。

5　会社法の下における監査役・監査役会制度

平成13年末の改正により監査役・監査役会制度は完成したといわれ、会社法は平成17年改正前商法・商法特例法を基本的に受け継いでいます。なお、平成26年会社法改正により、社外監査役要件が抜本的に改正され、監査役・監査役会の会計監査人の人事関連権限が強化されました。

●所属弁護士等
弁護士 中務嗣治郎　弁護士 岩城　本臣　弁護士 森　真二　弁護士 加藤　幸江　弁護士 村野　譲二　弁護士 安保　智勇　弁護士 中光　弘
弁護士 中務　正裕　弁護士 中務　尚子　弁護士 村上　創　弁護士 小林　章博　弁護士 錦野　裕宗　弁護士 鈴木　秋夫　弁護士 藤井　康弘
弁護士 國吉　雅男　弁護士 瀧川　佳昌　弁護士 金澤　浩志　弁護士 堀越　友香　弁護士 平山浩一郎　弁護士 古川　純平　弁護士 松本久美子
弁護士 山田　晃久　弁護士 柿平　宏明　弁護士 赤崎　雄作　弁護士 角野　佑子　弁護士 浦山　周　弁護士 鍜治雄一（官公庁勤務中）　弁護士 髙橋瑛輝（金融庁勤務中）
弁護士 岩城　方臣　弁護士 大澤　武史　弁護士 本行　克哉　弁護士 山本　一貴　弁護士 西中　宇紘　弁護士 大口　敬　弁護士 浜田　将裕
弁護士 江藤寿美怜　弁護士 冨川　諒　弁護士 山越　勇輝　弁護士 山本　浩平　弁護士 新澤　純　弁護士 鈴木　啓市　弁護士 小宮　俊
弁護士 池本　直記　弁護士 新　智博　外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス（カリフォルニア州弁護士）　弁護士（オブカウンセル） 森本　滋　客員弁護士 吉岡　伸一　客員弁護士 岡村　旦　カリフォルニア州弁護士 ルシンダ・ローマン
法務部長 寺本　栄　法務部長 角口　猛